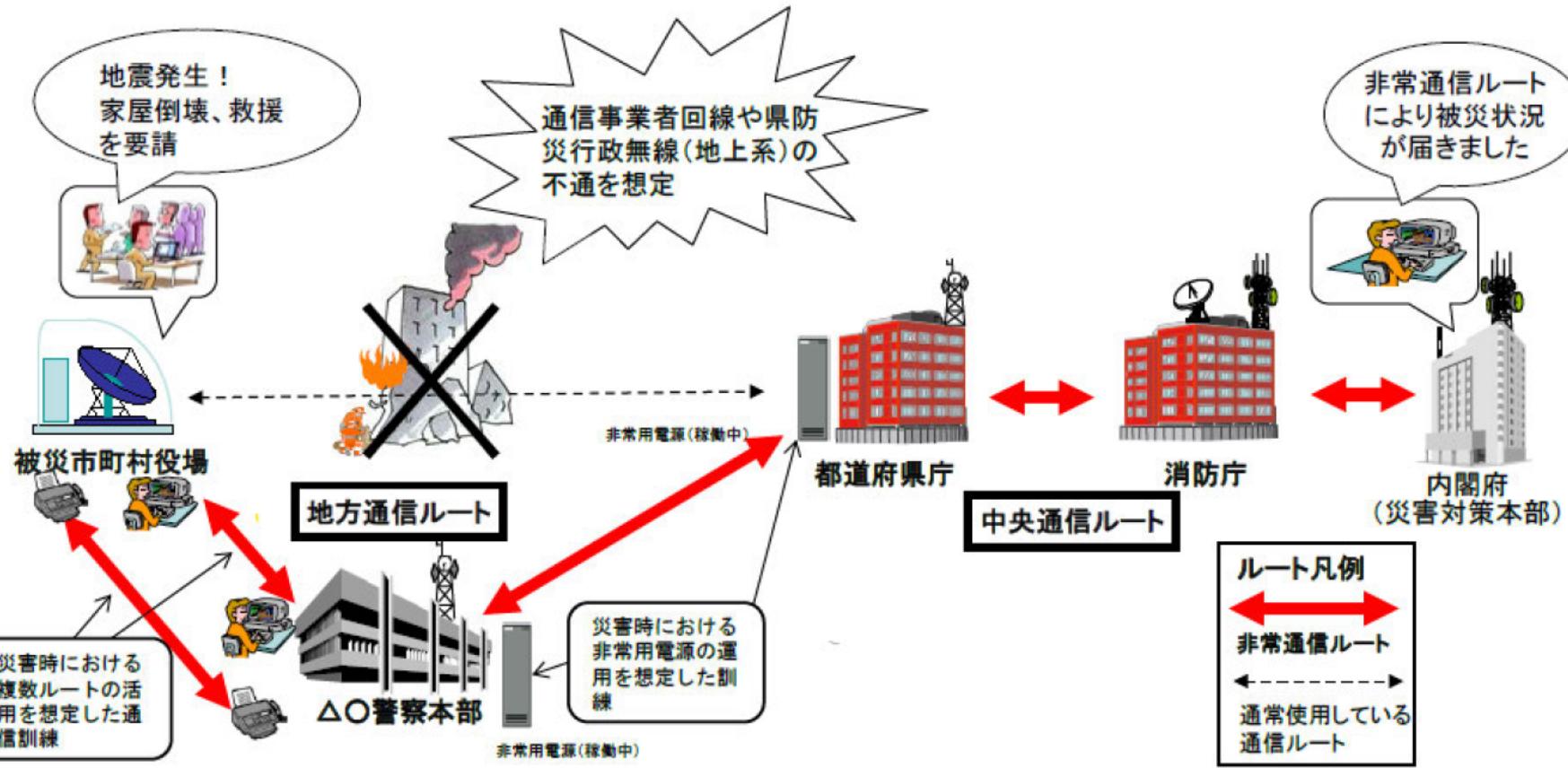


非常通信訓練(他機関の専用回線やアマチュア無線等を活用)

災害時に通常の電気通信サービスが途絶したことを前提に、他機関の自営通信回線等を活用し、沖縄県(災害対策本部)や国(消防庁及び内閣府)への情報伝達訓練を行う。



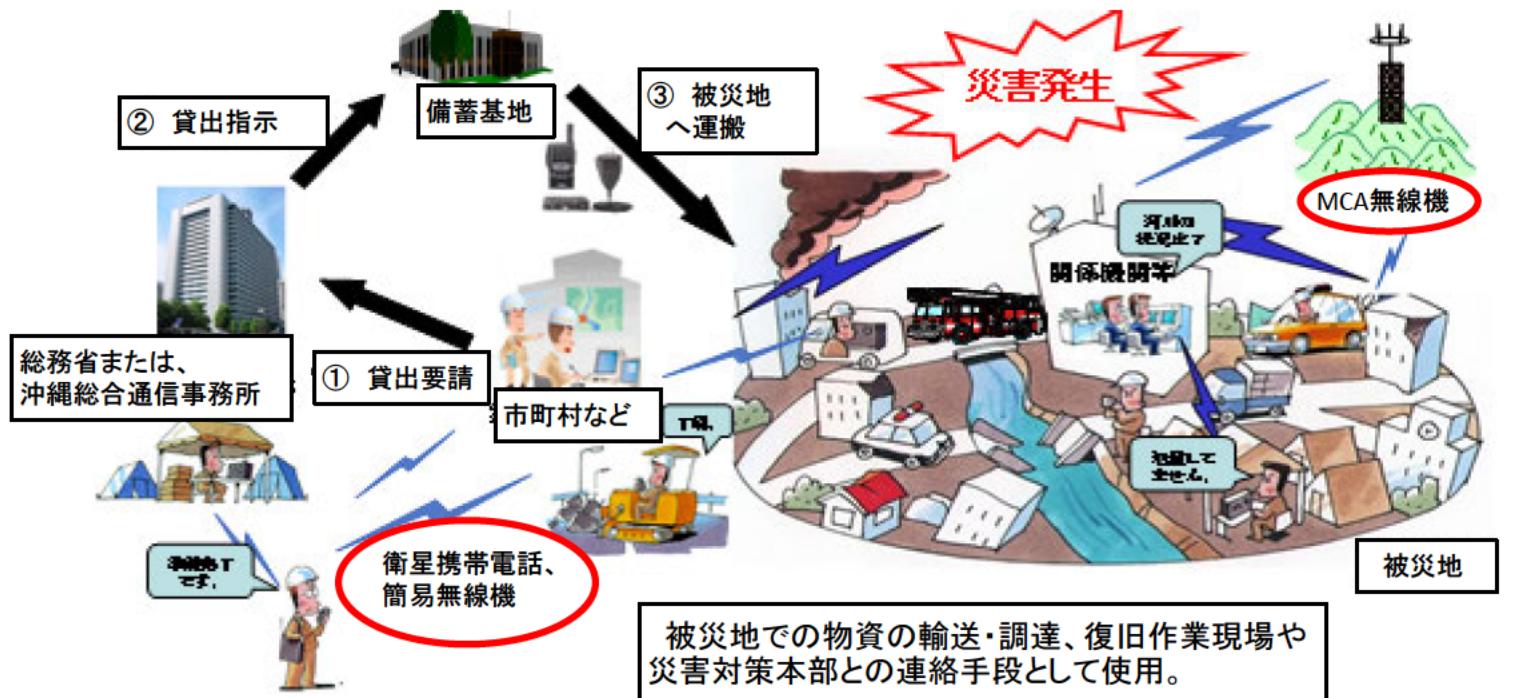
《訓練実施ルートの一例》

市町村 – (警察無線等) – 都道府県 – 消防庁 – 内閣府

災害対策用移動通信機器貸出訓練

- ・ 総務省では、災害応急対策における通信手段を確保するために、災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線機、MCA無線機)の備蓄・調達体制の整備を進め、東日本大震災では、被災自治体などに約1800台を貸出。現在、沖縄総合通信事務所に衛星携帯電話:7台、簡易無線機:10台、MCA無線機:5台を備蓄。
- ・ 沖縄県総合防災訓練の一環として、被災自治体からの要請に基づき、貸出手続きの訓練を行う。

災害対策用移動通信機器の貸出イメージ



防災相互通信用無線局による通信訓練

防災相互通信用無線局は、災害時の「他の防災関係機関(免許人)の無線局」との通信を行うことを目的に、警察庁、海上保安庁、国土交通省、自衛隊、自治体や消防機関などで使用されているものです。

防災相互通信用無線局の認識や習熟の向上を図ることを目的に、防災関係機関の多くが参加する沖縄県総合防災訓練の一環として、通信訓練を行うものです。

